

令和元年6月12日現在

機関番号：34419

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03144

研究課題名（和文）中世南フランス都市における処罰する権力の展開と文書利用

研究課題名（英文）Written Records and Power in Medieval Languedoc

研究代表者

図師 宣忠（ZUSHI, Nobutada）

近畿大学・文芸学部・准教授

研究者番号：60515352

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、中世南フランス都市における権力による文書利用のあり方を対象とするものである。13世紀以降、文書の利用が拡大していくにつれて、記録の保存が王権や異端審問、都市権力の主要な関心事となっていく。記録はその文面を参照され、その内容に応じて精査される対象となったのである。本研究では、まず都市トゥールーズとフランス王権との関係が文書に記された証拠に基づいた交渉を通じて構築されていったこと、また異端審問官が異端者の情報を引き出すために記録の作成・保存・利用を行っていたことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、権力による支配や抑圧において記録がいかに重要な役割を果たしていたかを中世南フランス社会を対象として明らかにした。王権や異端審問は、都市の支配や異端の捕縛という具体的な目的のためにそれぞれの記録を有効に活用していた。実際の人々の動きを把握するために文書にどのような情報が記載され、その情報がいかに引き出され利用されていたかに注目した本研究は、西洋中世史にとどまらず権力と文書をめぐるテーマに寄与するものである。

研究成果の概要（英文）：This study focuses on the roles of written records in the Middle Ages, especially the inquisitorial registers in southern France. Since the thirteenth century, as the use of written instruments increased, the preservation and protection of the records was a major concern of the royal government and the inquisition as well as the municipal government. Documents became records of which text was consulted or inspected according to its contents. The main points of this study are as follows. Firstly, the relationship between the city of Toulouse and the royal authority was constructed by a series of negotiations based upon the evidence in the documents. Secondly, the inquisitorial registers were made, preserved and used in order to extract information of heretics from their records.

研究分野：西洋中世史

キーワード：中世南フランス 都市 権力 異端審問 文書利用

1. 研究開始当初の背景

欧米の異端審問研究は宗教史の厚い伝統をもつが、「言語論的転回」を経て、史料に対する認識のあり方が刷新されるなかで、新しい局面に入ったと言える。たとえば、J. Given (1997) や J. Arnold (2001) など、言説を生み出す「権力」という観点を取り入れて異端審問をめぐる力学的分析に取り組んだ研究は、問題へのアプローチや解釈の枠組みを大きく更新することになった。また、リテラシーの観点から異端に迫った P. Biller & A. Hudson (1994) や、異端をめぐるテキストと抑圧という重要な問題系を扱った C. Bruschi & P. Biller (2003) は、異端に関する史料の読みの可能性を大きく広げ、異端審問研究に新たな光を当てることとなった。なかでも C. Bruschi (2009) は、異端審問の史料を駆使して異端の現実・実態に迫ろうとする、きわめて示唆に富んだ研究である。また、J. Duvernoy (1994、1998、2001、2004)、A. Friedlander (1996)、A. Pales-Gobillard (2002)、P. Biller et al. (2011) による異端審問記録の史料刊行も 90 年代以降に相次いでいる。

その一方で、12 世紀以来の「異端」がきわめて都市的な現象であるにもかかわらず、肝心の都市社会の側から異端審問の問題に切り込んだ研究は不十分と言わざるを得ない状況であった。異端審問の歴史は、南フランス社会における宗教的・社会的な諸要素の複雑な変化を背景としており、多角的・総合的に捉えられるべきものである。それゆえ、王権と都市と異端審問がどのような関係を取り結んでいたかを検討することを通じて、異端審問研究と都市史研究との接点を探る必要があると考えられた。

2. 研究の目的

13・14 世紀の南フランス都市は、王権が新たに統治を開始する場であるとともに、異端審問が設置され展開していく最前線でもある。そのため、中世南フランス都市は、王権・異端審問・都市権力という諸権力が都市市民の処遇をめぐる互いに影響力を競い合うアリーナとしてユニークな研究対象となる。そこで本研究では、文書利用が拡大する 13 世紀以降の当該都市社会において記録がどのような役割を果たしたのかに注目して、聖俗の裁判記録を検討することにより、権力による文書利用の様相を明らかにすることを目的とした。D. L. Smail (2003) や P. Turning (2013) など、都市における裁判に着目して都市空間論を展開している近年の南フランス都市史の研究を踏まえつつ、また異端審問研究の進展をフォローすることで、中世南フランス都市における王権・都市・異端審問が織りなす諸関係の特質を実態的に把握することを目指した。

3. 研究の方法

本研究では、以上の課題に取り組むにあたって、まず史料状況の把握と研究動向を踏まえた論点の整理を行った。

(1) 中世南フランス都市における関連史料の総合的把握

まず異端審問記録について、ベルナルド・ギーの『トゥールーズ判決集』(大英図書館)や『ジャック・フルニエ審問記録』(ヴァティカン図書館)、17 世紀のコピーとして現代に伝わっている記録(フランス国立図書館のドア文書 21 巻~37 巻:一部以外は未刊行)をはじめ、13・14 世紀に作成された異端審問記録の残存状況に関するサーヴェイを行い、入手可能な史料の収集を進めた。一方で、世俗の裁判記録については、とりわけトゥールーズの都市文書館の serieFF に収められた 14 世紀前半の裁判記録の史料状況の把握を進めた。その上で、これらの記録を作成する書記・公証人に着目して、いかなる情報がどのような配置で並べられるのか、記録の構造を捉えることを試みた。

(2) 研究動向の整理

異端研究および異端審問研究については、近年、フランスのみならずイギリス、アメリカ合衆国、オーストラリアなど英米圏においても研究文献が続々と刊行されている。とりわけ異端「カタリ派」理解に関して、A. Sennis によって「カタリ派」研究の現在を示す論集が編まれる(2016)など、現在進行形で激しい論争が繰り広げられている。今後の異端審問研究を進める上で、こうした研究動向を踏まえて論点を整理することが必要となる。この点に関連して、ケンブリッジ大学の J. Arnold 氏から研究の方向性について有益なアドバイスをもらったことは本研究を進める上で重要なステップとなった。

以上の作業を経て、本研究は、13 世紀から 14 世紀にかけて異端審問記録の作成・保管・利用のあり方がどのように変化したのか、王権による文書利用の進展を見据えながら、その社会的な背景もふまえて検討・分析を進め、中世南フランス都市における権力による文書利用のあり方を解明しようと試みた。

4. 研究成果

本研究では、都市トゥールーズとフランス王権との関係が文書に記された証拠に基づいた交渉を通じて構築されていったことを踏まえて、とりわけ 13 世紀後半から 14 世紀前半にかけての南フランスにおける異端審問に焦点を合わせて、文書利用のあり方を検討してきた。その内容は以下の通りである。

(1) 異端審問記録の調査結果

大英図書館に収蔵されている異端審問官ベルナル・ギーによる『トゥールーズ判決集』のマニュスク립ト(Add. MS 4697)を検討し、とくに異端審問官が異端情報の検索のツールとして判決記録を作成・利用していたことを読み解いた。索引において、地名をアルファベット順に配列し、都市別に分類してフォリオ番号を付した被告のリストを掲載するなど、レイアウトとアルファベット順の配列とを組合せという特徴が確認できる。また、異端者にまつわるさまざまな情報をクロス・リファレンスにより引き出すために欄外の書き込みも活用されていた。

当時の修道士や学者が聖なるテキストを辿っていく間テキスト性の読みを展開していたのに対して、異端審問記録の目的は、異端者に関するさまざまな声を集め、異端者を追跡し捕縛するために現実社会にアクセスすることにあった。

(2) 異端審問記録から何が読み取れるか 研究動向の整理

R. I. Moore『迫害社会の形成』(1987)以降、異端の「創出」という視角が広がりを見せている。「カタリ派」は教会によって想像された現実社会とは乖離した存在であるという主張である(とりわけ M. Pegg)。一方で、これらの動きに対して別のアプローチの模索する動きもある。J. Arnold(2001)は、異端審問記録に含まれる異なる声(審問官のカテゴリゼーションと個々の供述において記録される過剰な詳細情報とのバランス)を捨てることは可能であるとする。また、C. Bruschi(2009)も供述記録の読み方、尋問下の人物への作用、供述のなかに含まれる証拠の「余分」(審問官の質問に由来しない情報)に着目して、「カタリ派」の現実へと切り込んでいる。審問記録を「フィルター」を含む史料として捉える(像を歪めはするが、証言者の声は決して消されているわけではない)という指摘は本研究を進める上で主軸となっている。

また、J. H. Arnold & P. Biller(2016)が指摘するように、異端が残したテキストや異端反駁書などこれまで注目されてきた異端の教義に迫る史料のみならず、教皇令や教会会議決議、異端審問マニュアル、異端審問記録といった異端関連の史料を総合的に利用することで、異端抑圧の実態に実践的・法的な側面から迫るというアプローチが重要な研究手法となる。

(3) 異端審問記録の作成・保存・利用の実態

その上で、異端審問官が異端者の情報を引き出すために記録の作成・保存・利用を行っていたことを明らかにしようと試みた。異端審問官が「カタリ派」などの異端者を把握するためにどのように記録を作成・保管・利用していたか、その実態を明らかにすべく「異端審問マニュアル」と「審問記録」との対応関係の照合を行った。その結果、異端審問の実務にしたがって作成された審問記録が書式例として異端審問マニュアルに掲載され、そのマニュアルの書式にしたがって次の審問記録が作成されるというサイクルが浮かび上がってきた。異端審問官は、徹底的な聞き取り調査を実施してその情報を記録に取らせ、尋問と投獄を繰り返して被告から証言を引き出し、蓄積した過去の記録を活用してターゲットとなる異端者のデータを整理するなど、さまざまな手法を駆使し、近隣諸地域の異端者とその協力者を次々と発見し、起訴し、刑罰を科していった。

今回の分析を通じて、信仰と権力と人々の生活の複雑な関係を残存史料から解き明かし、異端審問による文書利用を通じた異端迫害の様相を一定程度示すことができたと思われる。

(4) 社会への発信

また、三年間の本研究の成果を一般に向けて発信する一環として、近刊予定の三冊の概説書で章・項目の執筆を担当した(R. I. Mooreの『迫害社会の形成』について、異端カタリ派をめぐる近年の論争について、中世フランス史についての概説)。これらのいずれにも本研究で得られた知見の一部が盛り込まれている。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計1件)

Nobutada Zushi, 'À propos de l'utilisation des registres d'inquisition de Toulouse au XIIIe siècle', *Annales du Midi: revue de la France méridionale*, no. 294, 2016, pp. 269-279.

〔学会発表〕(計4件)

図師宣忠「カタリ派 へのアプローチ –異端審問記録と中世南フランス社会–」日仏歴史学会第7回研究大会(2018年3月28日、明治大学)

図師宣忠「シンポジウム趣旨説明」西洋中世学会第9回大会シンポジウム「映像化される中世–語り継がれる史実とフィクション–Medievalism on Screen: Depictions of Fact and Imagination」(2017年6月4日、首都大学東京)

図師宣忠「『モンタイユ』を読み直す–社会史から権力秩序をめぐる政治文化史へ–」第84回西洋史読書会大会(2016年11月3日、京大百周年時計台記念館)

図師宣忠「異端審問官 = 托鉢修道士による情報伝達–審問記録の作成・利用・管理をめぐって–」第66回日本西洋史学会(2016年5月22日、慶應義塾大学)(小シンポジウム「長い「宗教改革」か?長い「中世」か?–ヨーロッパ中近世の教会改革と社会–」)

〔その他〕(計3件)

図師宣忠「(研究大会報告概要)カタリ派 へのアプローチ 異端審問記録と中世南フランス社会」『日仏歴史学会会報』第33号(2018年6月) 30-32頁

図師宣忠「書評:ミシェル・ロクベール著(武藤剛史訳)『異端カタリ派の歴史 十一世紀から十四世紀にいたる信仰、十字軍、審問』(講談社、2016年)」『図書新聞』第3311号(2017年7月15日付)4面

図師宣忠「読書案内:西欧中世におけるキリスト教の異端」『歴史と地理』694号(世界史の研究247)(2016年5月) 43-46頁

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。